四	登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成したものであって、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
五	権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　付記登録によってする権利部の登録又は更正の登録の申請をする場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
六	登録の抹消（十七の項及び三十一の項の登録を除く。）	イ　令第三十三条第三項の規定により登録権利者が単独で申請する場合（平成二十三年法律第五十一号）第七条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面 ロ　令第三十三条第四項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　債権証書並びに被担保債権の最後の二年分の利息その他の定期金（債務不履行による損害金を含む。）の完全な弁済があったことを証する書面 (2)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面 ハ　令第三十三条第四項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　被担保債権の弁済期を証する書面 (2)　過ぎし日の弁済から二十年を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行による損害の全額に相当する金銭が供託されたことを証する書面 (3)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面

			ニ　令第三十四条の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　被担保債権の弁済期を証する書面 (2)　共同して登録の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する書面 (3)　令第三十三条第二項に規定する方法により調査を行ってもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する書面 ホ　イからニまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面 ヘ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
七	抹消された登録の回復	回復する登録の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
八	買戻しの特約の登録	買主が支払った代金（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定め	登録原因を証する書面
九	貯留権等の設定の登録	申請人が令第三十七条各号に掲げる者のいずれであるか。	イ　令第三十七条第一号に掲げる者が申請するときは、貯留事業等の許可（法第五条第一項第二号ロに規定する貯留事業等の許可をいう。）を受けたことを証する書面 ロ　貯留事業者等から法人の合併その他の一般承継により貯留事業者等の地位を承継した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書面（相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上

貯留権等に関する登録